

女性に対する暴力をなくす運動



パートナーからの暴力(DV)、性暴力、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、いかなる理由があっても許されるものではありません。

女性の人権を守るため、さまざまな相談先があることを知ってください。あなたは一人ではありません。

～女性に対する暴力のない社会をめざして～

毎年11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

期間中は、「パープルリボン」をシンボルマークとして、行政、民間団体などが連携し、女性に対する暴力の根絶を呼びかけるとともに、被害者に向けて“あなたは一人ではない”というメッセージを発信する啓発活動を展開しています。

女性に対する暴力をなくす運動パネル展

期間：11月20日(月)～24日(金)

場所：県庁1階県民ホール



令和4年度パネル展の様子



女性の悩み・DV・性暴力
被害者相談窓口



令和5年度内閣府ポスター
「女性に対する暴力をなくす運動」

問い合わせ 女性力・平和推進課 電話：098-866-2500 FAX：098-866-2589

「おきなわりトルベビーハンドブック」ができました



1 リトルベビーハンドブックとは

母子健康手帳は、全ての妊婦の方に交付され、妊娠期から出産、育児をする中で必要な情報取得や記録を行うことができる、子育てに欠かせない手帳です。

一方で、低出生体重児は、母子健康手帳にある身体発育曲線や発達の目安では成長の確認や記録が難しく、子育ての悩みを深めてしまう場合があります。

低出生体重児をもつご家族が安心して子育てができるよう、母子健康手帳のサブブックとして、「リトルベビーハンドブック」が全国で作成されています。

2 「おきなわりトルベビーハンドブック」の完成

県は、低出生体重児の割合が全国に比べて高く、支援の必要な家族が多い状況にあります。当事者からのハンドブック作成を望む声を受け、県では作成検討会を立ち上げ、令和5年3月、「おきなわりトルベビーハンドブック」を発行しました。



特徴

- 体重や身長、成長発達により丁寧に記録できる
- 早産児の特徴やQ&Aを掲載
- 先輩ママ・パパからのメッセージを掲載

3 配布について

出生体重1,500g未満のお子さんの子育てをしているご家族などを対象に、県内のNICU(新生児集中治療室)をもつ医療機関にご協力をいただき、配布しています。

また、県ホームページからもダウンロードが可能です。ぜひご利用ください。

【悩み・体験を、話せる場所があります】～やんばるちびっこの会～

県内の北部地域を中心に、同じ経験を持つご家族のピアサポート活動を行っています。

やんばるちびっこの会～低出生体重児親の会～
E-mail: oki.yanbaru0980@gmail.com

フェイスブックはこちら▶



問い合わせ 地域保健課 電話：098-866-2215 FAX：098-866-2241